



宮 崎 県 公 報

平成24年11月15日 (木曜日) 第 2438 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 1
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更 (4 件)…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (3 件)…………… (“) 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 3
- 争議行為の通知…………… (労働政策課) 3
- 入札公告…………… 4
- 落札者等の公告…………… 4

人事委員会規則

- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

告 示

宮崎県告示第 797号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	
451000106	特別養護老人ホームはまゆうの里	日南市大字楠原1840番地	社会福祉法人徳榮会	日南市大字楠原1840番地	平成24年8月16日
451000107	特別養護老人ホームはまゆうの里 (短期入所)	日南市大字楠原1840番地	社会福祉法人徳榮会	日南市大字楠原1840番地	平成24年8月16日
451000108	介護老人保健施設メディアケア盛年館	日向市向江町1丁目196番地2	医療法人誠和会	日向市向江町1丁目196番地1	平成24年8月31日
451000109	介護老人保健施設こんにちわセンター	都城市牟田町4街区10号	医療法人魁成会	都城市松元町15街区10号	平成24年10月2日
451000110	特別養護老人ホームもろつかせせらぎの里	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山54番地	社会福祉法人諸塚村社会福祉協議会	東臼杵郡諸塚村家代3066番地	平成24年10月25日
451000111	特別養護老人ホーム百済の園 (短期入所)	東臼杵郡美郷町南郷区神門 960番地	社会福祉法人南郷会	東臼杵郡美郷町南郷区神門 960番地	平成24年10月25日

宮崎県告示第 798号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字富士字大影2817 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 799号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月15日から平成24年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市佐土原町東上那珂字三反田 14984番 1 地先から同市同町東上那珂字馬場田 14827番 地先まで	旧	8.7 ~ 13.1	312.3
				新	11.3 ~ 15.8	312.3

宮崎県告示第 800号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月15日から平成24年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町2523番 1 44地先から同市同町2523番27地先まで	旧	5.0 ~ 29.2	119.0
				新	5.0 ~ 46.0	119.0

宮崎県告示第 801号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月15日から平成24年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町2637番63 地先から同市同町2637番63地先まで	旧	7.0 ~ 8.2	7.8
				新	8.2 ~ 9.0	7.8

宮崎県告示第 802号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月15日から平成24年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町2637番 8 地先から同市同町2637番 8 地先まで	旧	6.8 ~ 8.2	16.0
				新	7.6 ~ 8.4	16.0

宮崎県告示第 803号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月15日から平成24年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町2523番 1 44地先から同市同町2523番27地先まで	平成24年11月15日

宮崎県告示第 804号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月15日から平成24年11月29日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町2637番63地先から同市同町2637番63地先まで	平成24年11月15日

宮崎県告示第 805号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月15日から平成24年11月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町2637番 8 地先から同市同町2637番 8 地先まで	平成24年11月15日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称） テックランド西都店・宮崎カメラ西都店
西都市大字妻平田1657番地 1 外 2 筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
株式会社宮崎カメラ 代表取締役 大木博文
宮崎市大字恒久 963番地 1
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

- び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
株式会社宮崎カメラ 代表取締役 大木博文
宮崎市大字恒久 963番地 1
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年 7 月 1 日
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,691㎡
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 59台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
A 棟中央部 20台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
A 棟北東側 50㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A 棟北東側 14.29㎡
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ヤマダ電機 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時45分
株式会社宮崎カメラ 開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後 8 時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分～午後10時
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地東側 2 箇所（出入口 2 箇所）
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時～午後10時
 - 届出年月日
平成24年10月31日
 - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成24年11月15日から平成25年3月15日まで
 - 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - 期間
平成24年11月15日から平成25年 3 月15日まで
 - 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知

があった。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 争議行為の目的
冬季一時金および諸要求について
- 2 争議行為の日時
平成24年11月21日 午前 8 時30分から10時30分まで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大島町天神前1171
宮崎生協病院内
- 4 争議行為の概要
全面ストライキ

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 物品及び数量 日向警察署外庁用備品 一式
 - (2) 納入期限 平成25年 2 月24日（日）
 - (3) 納入場所 日向警察署及び宮崎県警察本部一ツ葉庁舎
 - (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格要件
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿（物品に関する業種）に記載されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
 - (3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
 - (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をい

う。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

- 3 入札参加者に求められる義務
入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成24年12月25日（火）午後 5 時までに下記10の場所に提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）しなければならない。また、当該書類を郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）で提出する場合は、平成24年12月25日（火）午後 5 時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。
なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成24年11月15日（木）から平成24年12月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成24年11月15日（木）から平成24年12月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札及び開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
 - (2) 日時 平成24年12月26日（水）午後 2 時
- 7 入札保証金
入札保証金については、免除する。
- 8 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部署
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- 11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:An Office Furniture 1set.
 - (2) Time limit for tender 2:00 p.m. 26 Dec, 2012.
 - (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.
TEL:0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量
校務用パーソナルコンピュータ賃貸借 430台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 西日本電信電話株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市広島1丁目5番3号

(2) NTTファイナンス株式会社南九州支店 熊本県熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル7F

5 落札金額

31,695,300円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成24年7月26日

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月15日

宮崎県人事委員会委員長 村社秀継

宮崎県人事委員会規則第14号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第16条 給与条例第5条の9第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、給与条例第5条の9第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、特急列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、特急列車等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特急列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(返納の事由及び額等)</p>	<p>第16条 給与条例第5条の9第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。)</u>第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、給与条例第5条の9第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、特急列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、特急列車等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特急列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(返納の事由及び額等)</p>
<p>第17条の2 給与条例第5条の9第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にさ</p>	<p>第17条の2 給与条例第5条の9第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にさ</p>

れ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第26条第1項の規定により休業し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) [略]

2～4 [略]

れ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) [略]

2～4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月15日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第15号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年宮崎県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条の3 給与条例第5条の8第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舍管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舍並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条の3 給与条例第5条の8第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）</u>第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舍管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舍並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月15日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第16号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 [略]</p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 [略]</p>

2 条例第5条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に勤務する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(8) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 条例第5条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に勤務する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(8) [略]

--	--